平成２６年（フ）第１８０７号
名古屋市中川区一色新町２丁目1704　コミュニティハウスほほえみ、住民票上の住所名古屋市中川区葉池町１丁目62番地
破産者　伊藤　和行
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８８９号
愛知県弥富市鯏浦町中六79番地１　フラワーハイツＡ―102
破産者　松元みどり
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９９号
神戸市中央区元町通３丁目12番４号
破産者　杉本　正三
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１６号
神戸市中央区港島中町６丁目14番地　ポートピアプラザＦ棟309号、従前の住所神戸市北区谷上南町６番18―３号
破産者　マミヤトレーディングこと　馬宮　昌紀
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５４号
神戸市北区有野町唐櫃2181番地の４　バンブーハイム101、従前の住所兵庫県三田市下深田746番地470
破産者　紀之内浩史
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４２号
神戸市兵庫区新開地４丁目３番11―201号、従前の住所神戸市須磨区清水台１番地の18グレーシィ須磨アルテピアⅡ番街519号
破産者　**今**西　恵子
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４３号
神戸市兵庫区新開地４丁目３番11―201号、従前の住所神戸市須磨区清水台１番地の18グレーシィ須磨アルテピアⅡ番街519号
破産者　**今**西　庸博
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３号
神戸市西区糀台４丁目11番地の62
破産者　藤原　章紘
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４７７号
兵庫県姫路市飾磨区矢倉町２丁目24番地　県営姫路矢倉鉄筋５号棟307号室、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町１丁目59番地２コスモハイツ英賀202
破産者　川田　雅彦（旧姓山口）
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８５３号
広島市中区光南２丁目10番16―207号　平坂ビル２Ｆ
破産者　やき鳥すずきこと　鈴木　幹夫
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７９号
香川県高松市六条町214番地１
破産者　三木　美國
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２３号
香川県高松市六条町214番地１
破産者　三木　祐子
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６２１号
熊本県菊池郡大津町大字室364番地３　エミグランドＢ102号
破産者　江藤真由美（旧姓兒玉・植松）
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
大分県竹田市直入町大字長湯8195番地52
破産者　古澤　真樹（旧姓山田）
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第７７号
北海道室蘭市祝津町３丁目16番47号　養護老人ホームあいらん内、住民票上の住所北海道伊達市山下町164番地25
破産者　岸田　　一
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
茨城県ひたちなか市大成町45番10号、旧住所茨城県ひたちなか市大成町43番４号
破産者　上澤　俊之
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３６９号
茨城県水戸市見川３丁目598番地の５　レオパレスＨＡＲＵ・Ａ棟201号、旧住所茨城県水戸市泉町１丁目３番18号
破産者　中崎　健夫
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７７号
茨城県ひたちなか市堂端１丁目１番地３　新地ハイム202号
破産者　大塚　寿子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所